作成年月日	令和5年2月2日
作成部局	総務部職員局人事課 財務部県政改革課

新しい働き方推進プランの概要

令和5年2月







1

新しい働き方推進プランの策定

新しい働き方推進プランの策定

1. 新しい働き方の推進に関する<u>具体的取組と取組期間、目標等を定めた実</u> 行計画 (計画期間: R4~R6 (3年間))

2. 策定後は、知事から全職員に動画メッセージで発信



※10/11実施

提言タイトル「十人十色の働き方」

STEP1:意識改革の徹底

STEP2:テレワークの更なる生産性の向上

STEP3:新たな価値を創造するオフィスイノベーション

(フリーアドレスの導入)

プランが目指す姿

新しい働き方の推進により、 組織パフォーマンスを最大化し、 県民本位で質の高い行政サービスを実現

組織パフォーマンスの最大化

モチベーション の向上

幅広い経験と 多角的な視野

行政手続等の 利便性向上 優秀な人材 の確保



県民本位で 質の高い 行政サービスの実現

施策の5本柱

L 柔軟で多様な働き方の推進

- ✓テレワークの更なる活用
- ∨フレックスタイム制の柔軟化
- ✓柔軟で多様な働き方が進展した 将来を見据えた今後の県庁舎の あり方検討 等

2 休暇・休業制度の活用促進

- ノ年次休暇の取得促進
- ✓不妊治療にかかる休暇の拡充
- ✓育休の取得促進 等

3 超過勤務の縮減

- ✓超勤縮減目標の設定、適切な労働時間の管理
- ✓業務の繁閑に対応した業務執行体制の構築
- ∨長時間勤務職員の発生所属の業務の見直し 等

4 ICTを活用した業務改革の推進

- ✓ペーパーレス化の推進(職員PCをモバイルPC に更新、既存紙資料の電子化等)
- ✓行政手続のオンライン化の推進
- ✓キャッシュレス決済の推進 等

5 職員の意識改革

- ・職場風土の醸成
- ✓ 幹部職員による率先した実践と 発信
- ∨毎年度の取組成果の公表と共有
- ∨若手職員等の意見を取り入れた 取組の検証 等

Ⅲ 施策の内容

1 柔軟で多様な働き方の推進

(1)テレワークの更なる活用

①「スポットオフィス勤務制度(仮称)」の新設 職場勤務、在宅勤務、サテライトオフィス勤務に加え、一定のセキュリティを備えた公共施設やコワーキングスペースでのテレワーク勤務を認める「スポットオフィス勤務制度(仮称)」を新設

②「ワーケーション制度」の導入検討 <u>年次休暇等と公共施設やコワーキングスペースでのスポットオフィ</u> ス勤務制度(仮称)を活用した「ワーケーション制度」の導入を検討

③職員PCをモバイル端末に更新

各職員に配付している P C を、<u>庁舎外でも利用可能なモバイル P C</u>に更新

(2)時差出勤・フレックスタイム制の更なる活用

①フレックスタイム制の柔軟化

フレックス制の<u>申請手続の簡素化と勤務時間の更なる柔軟化</u>を実施 ※育児・介護等を行う職員以外も、

- ・勤務時間の割振を行う単位期間を4週間から1週間に見直し
- ・十日に加えて调1日の调休日の設定を認める 等

(3)柔軟な職場環境の整備

①勤務時の服装の柔軟化

公務員としての品位を失わない範囲内で、<u>勤務時の服装を柔軟化</u> (通年ノーネクタイ等)

(4)県庁舎のあり方検討

①県庁舎のあり方検討

- i テレワークの活用が進む中での「執務室のあり方」、「オープンオフィス・フリーアドレスの導入」、「通勤手当制度等のあり方」等、柔軟で多様な働き方が進展した将来を見据え、今後の県庁舎のあり方検討を実施
- ii モデル所属を選定し、<u>テレワークやフリーアドレスを積極的</u> <u>に活用しながら業務を行う「新しい働き方モデルオフィス」を</u> 試行実施

2 休暇・休業制度の活用促進

①年次休暇取得目標の設定

年次休暇の取得目標を設定し、 部局ごとの取組状況を共有 (R6までの目標) 取得日数5日以上の 職員の割合:100%

②不妊治療にかかる休暇の拡充

不妊治療にかかる休暇 (出生サポート休暇) の付与日数を拡充 (現行:年5日→年12日) ※頻繁な通院が必要な場合は、現行・拡充後 ともに更に5日付与

③育休取得者のフォローアップ体制の充実

- i 代替職員の配置要件を緩和(育休期間6ヶ月以上→1ヶ月以上)
- ii 任期付職員での代替職員の確保が困難な場合、<u>会計年度任用</u> 職員の活用で対応

3 超過勤務の縮減

①柔軟な業務執行体制の構築

業務の繁忙期に集中する超過勤務を縮減するため、<u>部内等で</u>の柔軟な業務執行体制の整備(他所属からの応援派遣)

②全庁に影響を与える業務の見直し

全庁に影響を与える業務分野(人事、予算、経理、監査、議会等)に ついて、業務縮減に繋がる具体的な見直しを検討

③長時間勤務職員発生所属の業務の見直し 毎年度、長時間勤務職員の発生所属の業 務の見直し

(R4超勤縮減目標) 年間540時間超 の職員数:0人

④総務事務の更なる効率化

総務事務の更なる効率化に向け、<u>業務の集約化</u>等を検討
(例)県民局に属さない地方機関の総務事務を本庁または県民局に集約 等

ⅠCTを活用した業務改革の推進

(1)ペーパーレス化の推進

①電子決裁率の目標設定

電子決裁率の目標を設定し、部局ご との取組状況を共有

②コピー用紙削減率の目標設定

コピー用紙削減率の目標を設定し、部 局ごとの削減状況を共有 (R6目標) コピー用紙削減率50% ※R3実績比

(R6目標) 電子決裁率100% ※例外文書は除く

③電子契約・電子公印の導入

県が発出する文書について、電子契約・電子公印を新たに導入

④デバイスの導入による業務効率化・生産性向上

職員の意見等も踏まえてデバイスを順次導入

(例) モバイルPC(再掲)、デュアルモニター 等

⑤データ保存ルール等の検討

保存データを共有しやすくするための共通ルール等を検討

⑥既存紙資料のデータ化

外部委託により既存紙資料の順次データ化を検討

(2)行政手続の簡素化の推進

①行政手続オンライン化の推進

行政手続オンライン化推進方策 (R3.10策定)に基づき、オンライン 化を計画的に推進

(R6目標) 年間400件以上の手続は100% ※国がシステム整備予定の手続等は除く

②電子納付の推進

県のあらゆる収入(収入証紙・納入通知書・現金)で電子納付を実現

(R6目標)

5 職員の意識改革・職場風土の醸成

①幹部職員による率先した実践と発信

知事・副知事・部長など、<u>幹部自らが率先して新しい働き方を実践・発</u>信するとともに、各部局の具体的な行動指針を宣言

②取組成果の見える化

新しい働き方の<u>取組成果を毎年公表</u>するとともに、<u>全職員に一斉メー</u>ルで共有して職員の意識を醸成

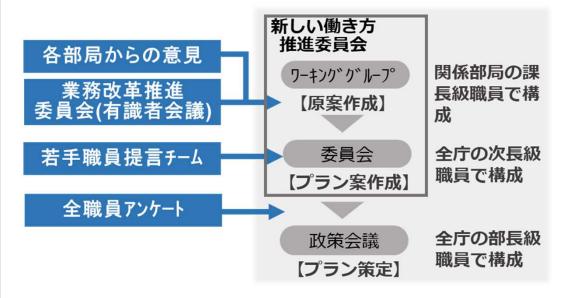
③職員の意見の反映

- i 新しい働き方推進委員会に<u>「若手職員提言部会」を新設し、今後の県</u> 政を担う若手職員の目線から、取組状況の検証と対策の提言を実施
- ii <u>職員満足度調査を実施</u>し、新しい働き方の推進状況等に対する職員の 声や意見等を吸い上げ、取組等に反映

∭参考

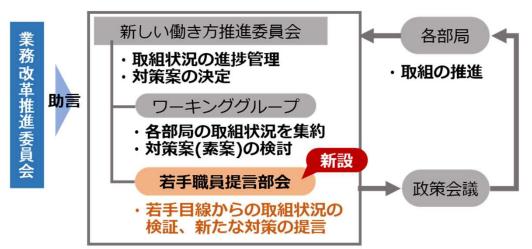
プラン策定の経緯

全庁の職員や外部有識者等から多様な意見を聞きながら、全員参加型でプランを策定



2 プランの推進体制

今後の県政を担う若手職員の意見を取り入れながら、全庁が一 丸となったPDCAサイクルを構築し、プランの進捗を管理



【問合せ先】総務部職員局人事課人事班 財務部県政改革課組織・事務改革班

電話078-362-3076 電話078-362-4041